

# 令和7年度に実施した完了後の事後評価について (令和8年4月時点)

## 【公共事業関係費】

事業区分		事後評価実施箇所数				事後評価結果			
		5年以内	再事後評価	その他	計	再事後評価	改善措置	対応なし	評価手続中
河川事業	直轄事業等	1	0	0	1	0	0	1	0
砂防事業等	補助事業等	1	0	0	1	0	0	1	0
合計		2	0	0	2	0	0	2	0

(注1) 事後評価対象基準

5年以内：事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業

再事後評価：前回の事後評価の際、その後の時間の経過、改善措置の実施等により効果の発現が期待でき、改めて事後評価を行う必要があると判断した事業

その他：上記以外の理由で事後評価の実施の必要が生じた事業

(注2) 事後評価結果

再事後評価：事後評価の結果、再度事後評価の実施が必要な場合

改善措置：事後評価の結果、改善措置の実施が必要な場合

対応なし：事後評価の結果、再事後評価、改善措置が必要ない場合

(注3) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業（補助事業を除く）を含む。

# 令和7年度に実施した完了後の事後評価結果一覧 (令和8年4月時点)

【公共事業関係費】

【河川事業】

(直轄事業等)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
江の川下流土地利用一体型水防災事業(川平地区)(H13~R2)  中国地方整備局	5年以内	45	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費：45億円、工期：平成13年度～令和2年度 B/C：1.2 (B：82億円、C：69億円)</p> <p>(事業の効果の発現状況) ・事業の実施により、戦後最大洪水(昭和47年7月豪雨)と同規模の洪水が発生した場合でも、家屋の浸水被害を防止できる。 ・令和2年7月豪雨では、川平観測所において氾濫危険水位(9.80m)を大きく超過する13.72mを記録し、奥谷川合流部の農地や下流の田野地区の家屋が浸水したが、川平地区では家屋の浸水被害は無かった。</p> <p>(事業実施による環境の変化) ・当該事業は平水位より高い宅地箇所で開催しており、環境への影響は小さい。</p> <p>(社会経済情勢の変化) ・江津市の人口は減少傾向にあるが、世帯数に大きな変化は見られない。 ・江津市の事業所数・従業者数は、減少傾向となっている。 ・江津市の耕地面積(田・畑)は減少傾向であるが、宅地面積は概ね横ばいで推移している。 ・平成30年4月1日にJR三江線が全線廃線となっているが、江津市の人口や従業者数、事業所数の推移について、廃線前後で急激な傾向の変化はなく、廃線による社会情勢の変化は生じていないことを確認している。</p> <p>(今後の事後評価の必要性) ・事業の実施により、戦後最大洪水(昭和47年7月豪雨)と同規模の洪水が発生した場合でも、家屋の浸水被害を防止できる。その上、事業実施中に発生した令和2年7月豪雨及び事業実施後に発生した令和3年8月洪水では浸水被害を回避するなど、事業目的に見合った事業効果の発現が確認されている。 ・近年の局地化、集中化、激甚化する雨の降り方を踏まえると当該事業の重要性は高く、生物の生育・生息環境への影響も小さいことから、今後の事後評価の必要性はないものとする。 ・なお、本事業で整備した河川管理施設については、巡視等により異状の有無について確認を行い、適切に管理していく。</p> <p>(改善措置の必要性) ・事業実施後に発生した洪水に対する江の川下流土地利用一体型水防災事業(川平地区)の効果の発現が確認できることから、改善措置の必要性はないと考える。</p> <p>(同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・本事業では、事業効果が十分発現していることから、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はない。</p>	対応なし	中国地方整備局 河川部 河川計画課 (課長 向田 清峻)

【砂防事業】  
 (補助事業等)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
清水川事業間連携 砂防等事業 (H31～R2)  福井県	5年以内	2.7	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費：2.7億円、工期：平成31年度～令和2年度 B/C：31.5 (B：73億円、C：2.3億円) (事業の効果の発現状況) ・事業完了後、土石流等は発生していないが、溪流の荒廃が解消されるなど、当初の目的を達成していると考えられる。 (事業実施による環境の変化) ・変化なし (社会経済情勢の変化) ・変化なし (今後の事後評価の必要性) ・必要なし (改善措置の必要性) ・必要なし (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・必要なし	対応なし	水管理・国土保全局 砂防部 保全課 (課長 綱川 浩章)